

# 島根県報

平成16年6月15日(火) 第 **1 581** 号

(毎週火・金曜日発行) http://www.pref.shimane.jp/

## 目次

0

0

告 示		
換地計画書の縦覧	(農村整備課)	1
土地改良事業変更施行の同意	( ")	2
保安林予定森林	(森林整備課)	2
漁業災害補償法の規定に基づく同意	(水 産 課)	2
国土調査の指定	(用地対策課)	3
道路の区域の変更	(道路維持課)	3
道路の供用開始	( ")	4
過疎地域自立促進特別措置法の規定に基づく基幹道路の整備の実施	( ")	4
道路の位置の指定	(建築住宅課)	4
公告		
特定非営利活動法人の設立の認証申請に係る書類の縦覧	(環境生活総務課)	5
都市計画の決定及び変更案の縦覧(3件)	(都市計画課)	5
教育長訓令		
教育事務決裁規程の一部改正		6
選管告示		
個人演説会を開催することができる施設の指定		11
正誤		
平成16年 5 月25日付け島根県報第1,575号中	(港湾空港課)	11

#### 島根県告示第636号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第52条第1項の規定に基づき、大原郡木次町土地改良区理事長から小川上地区の 換地計画認可の申請があり、同法第52条の2第1項の規定により審査の結果これを適当と決定したから、同条第4項にお いて準用する同法第8条第6項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該換地計画に異議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し出られたい。 平成16年6月15日

島根県知事 澄 田 信 義

1 縦覧に供する書類の名称

換地計画書

2 縦覧の期間

平成16年6月15日から21日間

3 縦覧の場所

木次町役場

#### 島根県告示第637号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の3第5項で準用する同法第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の変更施行に同意した。

平成16年6月15日

島根県知事 澄 田 信 義

事業主体名	事 業 名	同意年月日
出雲市	日下地区農道事業(基盤整備促進事業)	平成16年6月7日

#### 島根県告示第638号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成16年6月15日

島根県知事 澄 田 信 義

1 保安林予定森林の所在場所

那賀郡旭町大字都川2515 - 2、2515 - 4、2516

2 指定の目的

水源のかん養

- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

大字都川2515 - 4、2516

- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準 伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び旭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第639号

次の加入区の漁業の区分については、漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第2項の規定による同意があったと認めたので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

平成16年6月15日

島根県知事 澄田信義

1 加入区の名称

浜田市加入区

2 加入区の区域

はまだ漁業協同組合の地区のうち浜田市の区域

3 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定(平成14年島根県告示第1091号)の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる 漁業の表13の項漁業の区分の欄の13に掲げる漁業の区分

#### 島根県告示第640号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条第3項の規定により、次の地籍調査を国土調査として指定したので、同条 第5項の規定により告示する。

平成16年6月15日

島根県知事 澄 田 信 義

国土調査として 指定した年月日	調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
平成16年6月4日	佐田町	上組右岸地区	告示の日から平成18年3月31日まで
平成16年6月4日	佐田町	上橋波右岸地区	告示の日から平成18年3月31日まで

#### 島根県告示第641号

道路の区域を次のように変更したので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示する。 その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する土木建築事務所及び土木事業所 において一般の縦覧に供する。

平成16年6月15日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の	路線名	道	路	Ø	X	域	管轄する土 木建築事務 所及び土木	備考	
種類	74 [	区間		変更前 後の別	敷地の幅員	延長	事務所の名称	3	
県 道	横田多里線	仁多郡横田町大 1110番17地先から	5同町	前	メートル 4.00~ 15.00	メートル 1041.00		道路改良工事	
· 是	19日シ主称	大字中村1293番 2 まで	2 地先	後	13.00 ~ 25.00	1041.00		拡幅	
"	横田伯南線	仁多郡横田町大 1110番17地先から		前	9.50 ~ 11.00	20.00	木 次 土 木建築事務所	II .	
"		<b>供山山田</b> 称	先まで		O I미·딴	後	12.00 ~ 16.00	20.00	仁多土木事 務 所
"		仁多郡横田町大字横田		前	9.50 ~ 11.00	20.00		II .	
"	印賀横田線	1035番 2 地先から 字1029番 7 地先ま		後	12.00 ~ 16.00	20.00		II .	
"	亚田群區鎮	平田市灘分町1293番均		前	10.00 ~ 29.00	230.00	出雲土木	II .	
"	# 平田荘原線   先から同町号 937番 2 地先ま			後	16.00 ~ 33.00	230.00	建築事務所	II .	

#### 島根県告示第642号

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する土木建築事務所において一般の 縦覧に供する。

平成16年6月15日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の 種 類	路線名	供用開始の区間	延 長	供用開始 年 月 日	管轄する土木 建築事務所の 名称	備考
一般国道	431号	松江市上本庄町1949番1地先から同町 1573番1地先まで	メートル 150.00	平成16年 6 月15日	松 江 土 木建築事務所	

#### 島根県告示第643号

過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第14条第1項の規定に基づき基幹道路の整備を次のように実施するので、過疎地域自立促進特別措置法施行令(平成12年政令第175号)第7条第2項の規定に基づき告示する。

平成16年6月15日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類及び路線名	工 事 区 間	工事の種類	工事完了の期日
村道 戸河内線	邑智郡羽須美村大字阿須那2854番 2 地先から同大字2852 番 1 地先まで	付替 拡幅	平成16年7月5日

#### 島根県告示第644号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第10条の規定により告示する。

平成16年 6 月15日

島根県知事 澄 田 信 義

1 道路の位置

平田市灘分町1285番6、同1285番7、同1285番9、同1285番12、同1285番13、同1286番2の一部

2 道路の幅員

6.00メートル

3 道路の延長

68.12メートル

4 位置標示方法

別紙図面図示位置に、道路側溝、境界ブロック及び道路境界標を設置して標示する。

5 指定の年月日及び番号

平成16年6月8日 第1号

備考

別紙凶囲は、	出票	工不建築事務所及ひ半田市役所に備え	えて一般の練覚に供する。	
		/ <u></u>		

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成16年6月15日

島根県知事 澄 田 信 義

1 申請のあった年月日

平成16年6月7日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 海士人

3 代表者の氏名

向山淳一

4 主たる事務所の所在地

隠岐郡海士町大字福井1256番地15

5 定款に記載された目的

この法人は、過疎の進行が進む自然豊かな海士町の若年層住民が、いつまでも自然環境豊かで心のバリアのない活気・活力のあるまちづくりを実現するため、住民活動団体の調整・相談、住民交流や過疎の町おこしに関する事業を行い、町民の公益に寄与することを目的とする。

6 縦覧に供する書類

定款・役員名簿、設立趣旨書、設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書

7 縦覧期間

申請書を受理した日から2月間

8 縦覧場所

県政情報センター(県庁南庁舎1階)

特定非営利活動法人の事務所の所在地を所管する隠岐支庁又は総務事務所

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧の期間満了の日までに意見書を提出することができる。

平成16年6月15日

島根県知事 澄 田 信 義

1 都市計画の種類

浜田都市計画臨港地区

2 都市計画を変更する土地の区域

浜田市熱田町、長浜町、周布町、治和町

3 縦覧場所

島根県土木部都市計画課及び浜田市役所

4 縦覧期間

平成16年6月15日から平成16年6月29日まで

都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条第1項の規定により、都市計画を決定しようとするので、同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧の期間満了の日までに意見書を提出することができる。

平成16年6月15日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 都市計画の種類
  - 三隅都市計画臨港地区
- 2 都市計画を変更する土地の区域

那賀郡三隅町大字岡見

3 縦覧場所

島根県土木部都市計画課及び三隅町役場

4 縦覧期間

平成16年6月15日から平成16年6月29日まで

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更 しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画 の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧の期間満了の日までに意見書を提出することができる。

平成16年6月15日

島根県知事澄田信義

1 都市計画の種類

西郷都市計画臨港地区

2 都市計画を変更する土地の区域

隠岐郡西郷町大字中町、東町、東郷、飯田

3 縦覧場所

島根県土木部都市計画課及び西郷町役場

4 縦覧期間

平成16年6月15日から平成16年6月29日まで

教育 長訓 令

島根県教育委員会教育長訓令第1号

本 庁 出先機関 県立学校

教育事務決裁規程(昭和45年島根県教育委員会教育長訓令第1号)の一部を次のように改正する。 平成16年6月15日

島根県教育委員会教育長 広 沢 卓 嗣

第2条各号を次のように改める。

- (1) 決裁 事案について最終的に意思を決定することをいう。
- (2) 専決 事案についてこの規程の定めるところにより、常時教育長に代わって決裁することをいう。
- (3) 代決 事案について教育長又は決裁することができる者に代わって臨時に決裁することをいう。
- (4) 教育監 島根県教育庁等組織規則(昭和43年島根県教育委員会規則第8号。以下「組織規則」という。)第4条第 1項に規定する教育監をいう。
- (5) 教育次長 組織規則第4条第1項に規定する教育次長をいう。
- (6) 課等の長 組織規則第9条第1項に規定する課長、室長(課に置かれた室の室長は除く。)及びセンター長をいう。
- (7) 室長 組織規則第9条第1項に規定する室長をいう。
- (8) 主査 組織規則第9条第2項に規定する主査をいう。
- (9) 課長代理 組織規則第9条第1項に規定する課長代理をいう。
- (10) グループリーダー 組織規則第9条第1項に規定するグループリーダーをいう。
- (11) 副主査 組織規則第9条第2項に規定する副主査をいう。
- (12) 本庁 組織規則第5条に規定する本庁をいう。
- (13) 課等 本庁を構成する課、室又はセンターをいう。
- (4) 出先機関 組織規則第10条に規定する教育事務所、組織規則第14条の2に規定する埋蔵文化財調査センター及び組織規則第15条に規定する教育機関をいう。
- (15) 県立学校 島根県立高等学校等条例(昭和39年島根県条例第27号)別表第1に規定する高等学校、盲学校、ろう学校及び養護学校をいう。
- (16) 義務教育諸学校 市町村立の小学校及び中学校をいう。
- (17) 校長 県立学校の長をいう。

第4条第1項中「課長補佐等が専決することができる事項及び第6条の規定により班長及び係長」を「グループリーダー」に改め、同条第2項中「又は主査」を「、主査又は課長代理」に改める。

第5条(見出しを含む。)中「課長補佐等」を「グループリーダー」に改める。

第6条を次のように改める。

#### 第6条 削除

第8条第1項中「次長、班長及び係長、組織規則第14条の6第1項に規定する副所長、課長及び係長、組織規則第30条第1項に規定する課長及び係長並びに同条第2項に規定する次長」を「課長、組織規則第14条の6第1項に規定する副所長及び課長、組織規則第30条第1項に規定する課長、同条第2項に規定する部長及び管理部長並びに同条第3項に規定する副主査」に改める。

第12条の表を次のように改める。

	1	教育監
	2	教育次長
教 育 長	3	当該事務を掌理する参事
	4	当該事務を掌理する課等の長
	5	あらかじめ教育長が指定した課等の長
	1	室長又は主査を置く課等にあっては、室長又は主査が掌理する事務については当該室長又
課等の長	1	は主査
課 等 の 長	2	課長代理を置く課にあっては、課長代理
	3	グループリーダー
	1 主査が掌	
<b>数                                    </b>	1	主査が掌理する事務については当該主査
教育事務所長	1 2	主査が掌理する事務については当該主査 総務グループ課長
教育事務所長	<u> </u>	

	2	あらかじめ所長が指定した副主査
図書館長	_	했트지나레CE
埋蔵文化財調査セ	1	部長又は副所長
	2	総務振興グループ課長又は総務グループ課長
ンター所長		
生涯学習推進セン		
ター所長		
西部生涯学習推進	1	総務広報グループ課長又は総務グループ課長
センター所長		
青少年の家所長		
校 長	1	教頭(事務長が掌理する事務を除く。)
校長	2	事務長(教頭が掌理する事務を除く。)

第16条の表課長補佐等の項中「課長補佐等」を「グループリーダー」に改め、班長及び係長の項を削る。 別表第1から別表第4までを次のように改める。

別表第1(第3条関係)

各課共通の教育長決裁事項

事務の種類	教育長決裁事項
1 教育委員会の	
議決等を要する	1 教育委員会の議決、承認等を要する案件の議案を決定すること。
事務	
2 教育行政の運	│ │1 県教育行政に関する重要施策及び運営の基本方針に基づき、その実施計画を定めること。
営等に関する事	2 特に重要な会議を開催すること。
務	101-20
3 不服申立て及	1 不服申立てに関する答弁書並びに訴訟に関する答弁書及び準備書面を作成し、提出するこ
び訴訟に関する	ک.
事務	2 不服申立てに関する代理人又は訴訟代理人を選任し、又は解任すること。
4 附属機関に関	1 附属機関の委員の任免及び委嘱又は解嘱を決定すること。
する事務	2 附属機関の委員以外の構成員を任免すること。
5 指導員等の任	│ │1 指導員、調査員及びこれらの者に準ずる者を任免し、及び勤務条件を決定すること。
免に関する事務	
	1 本庁及び出先機関における職員のうち本庁の課長と同等以上の職員以外の職員(臨時的任
	用職員等を除く。)の任免を決定すること。
6 職員の任免に	2 県立学校における職員のうち校長、教頭及び事務長以外の職員(臨時的任用職員等を除
関する事務	く。)の任免並びに義務教育諸学校における職員のうち校長及び教頭以外の職員(臨時的任
100 9 30	用職員等を除く。)の任免を決定すること。
	3 国若しくは他の地方公共団体に対し職員の割愛を依頼し、又は国若しくは他の地方公共団
	体からの職員の割愛に応ずること。
	1 昇給期間の短縮及び特別昇給の基準を決定すること(人事委員会の承認を求めることを含
	ರು. )
7 職員の給与に	2 勤勉手当の勤務成績率を決定すること。
関する事務	3 期末手当又は勤勉手当の支給を一時差し止めること。
ほり ② 事伤	4 一般の退職手当等の支給を一時差し止めること。

٨١,٥٥١ ع	H K N T T T T T T T T T T T T T T T T T T
	5 一般の退職手当等の全部又は一部を返納させること。
	6 給料月額の是正を行うこと(人事委員会の承認を求めることを含む。)
	1 教育監、教育次長及び課等の長に旅行を命ずること。
	2 教育監、教育次長及び課等の長の休暇等を承認すること。
	3 教育監、教育次長及び課等の長の育児休業及び部分休業を承認すること。
	4 教育監、教育次長及び課等の長の休日及び時間外の勤務を命ずること。
	   5 職員が職務上の秘密に属する事項について裁判所、地方公共団体の議会その他の官公庁に
8 職員の服務に	出頭し、陳述又は供述することを許可すること。
関する事務	   6 教育監、教育次長及び課等の長の職務に専念する義務の免除を承認し、又は営利事業等の
	従事を許可すること。
	   7 教育監、教育次長及び課等の長の週休日の振替え又は半日勤務時間の割振り変更を行うこ
	۔
	8 教育監、教育次長及び課等の長の休日の代休日を指定すること。
9 許可、認可等	
の行政処分に関	│ │ 1  重要な許可、認可、承認、取消し等の行政処分を決定すること。
する事務	
10 研修に関する	1 重要な研修計画を決定すること。
事務	2 職員に重要な研修を命ずること。
3.32	1 職員団体との交渉に関し、必要な事項を決定すること。
11 職員団体に関	2 職員が登録を受けた職員団体の役員としてその業務に専ら従事することを許可し、又はそ
する事務	の許可を取り消すこと。
	1 1件2億円以上5億円未満の工事の執行を決定すること。
12 工事の執行に	2 1件5,000万円以上の増減を伴う工事の執行の変更を決定すること(ただし、変更後の総
関する事務	額が5億円未満の場合に限る。)。
	3 工事請負契約の条項に基づき、工事の変更及び中止その他の重要事項を処理すること。
	1 検査員を任免すること。
13 工事の検査に	   2 1件2億円以上の工事に係る竣工検査その他の検査(部分払検査を除く。)の検査員を指
関する事務	定し、当該検査員の検査報告を受理すること。
	3 手直し工事の工法について検査員に指示すること。
	1 1件2,000万円以上7,000万円未満の物品の購入を決定すること。
	2 現金、有価証券及び物件の寄付(負担付のものを除く。) の受納を決定すること。
	3 1件2,000万円未満の物件の売買(物品の購入を除く。)をし、又は交換をすることを決定
	すること。
14 物品等の取	
得、処分等に関	خ.
する事務	5 賃借料の年額又は当該年度における総額が1件100万円以上の物件の借入れ(新規のもの
7 5 4.77	に限る。)を決定すること。
	6 物件の無償貸付け又は借入れで重要又は異例なものを決定すること。
	7 教育財産の用途廃止を決定すること(軽易なものを除く。)。
	8 教育財産の目的外使用を許可すること。
	1 1件2,000万円以上7,000万円未満の労務の提供を受けることを決定すること。
15 労務の提供の	2 1件1,000万円以上の増減を伴う労務の提供を受けることの変更を決定すること(ただし、
10 万万万万元代リ	~ ・     ・,000/月1951年27日/場でIF 2月15021年17で支げることの女丈で17年すること(たたし、

1					
受入れ等に関す	変更後の総額が7,000万円未満の場合に限る。)。				
る事務	3 1件4,000万円以上の測量、調査、設計等の委託を決定すること。				
	4 1件2,000万円以上の増減を伴う測量、調査、設計等の委託の変更を決定すること。				
16 競争入札の参					
加資格に関する	1 一般競争入札及び指名競争入札の参加者の資格をあらかじめ定めること。				
事務					
	1 予定価格及び最低制限価格を定め、並びに指名競争入札の入札者を指名すること(教育長				
47 \$11661-181 <del>3-</del> 7	が決裁する事項に係る契約に限る。)。				
17 契約に関する     事務	2 入札保証金及び契約保証金を減免し、違約金を徴収し、並びに契約を解除すること(教育				
→ <del>す</del> 伤	長が決裁する事項に係る契約に限る。)。				
	3 1件5,000万円以上又は重要な調査等の受託を決定すること。				
18 表彰に関する	1 表彰を行うこと。				
事務	「「衣草がで1」ノこと。				

#### 別表第2(第3条関係)

#### 各課個別の教育長決裁事項

課等	事務の種類	教 育 長 決 裁 事 項				
高校教育課	高等学校入学選抜学	1 高等学校入学選抜学力検査の基本方針を決定すること。				
同仅级目标	力検査に関する事務					
		1 公立学校教員採用候補者選考試験の実施計画及び昇任候補者を決定する				
義務教育課	教員等の選考に関す	こと。				
	る事務	2 義務教育諸学校の校長及び教頭昇任候補者選考試験の実施計画及び昇任				
		候補者を決定すること。				
	国民体育大会及び県					
保健体育課	民体育大会に関する	1 国民体育大会に出場する選手団を編成すること。				
	事務					
福利課	職員の福利厚生に関	1 職員の福利厚生事業の実施計画を決定すること。				
作田小山市本	する事務					

#### 別表第3(第5条関係)

- (1) 軽易又は定例的な資料、刊行物等を作成し、収集し、又は配布すること。
- (2) 軽易又は定例的な通達、通知、進達、報告等を行うこと。
- (3) 軽易又は定例的な照会及び回答を行うこと。
- (4) 軽易又は定例的な届出書、報告書等を受理すること。
- (5) 軽易又は定例的な事項の証明を行うこと。
- (6) 地方機関(島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)第2条第2号に規定する地方機関をいう。)に予算を令達すること。
- (7) 1件300万円未満の物品を購入し、又は請負(工事の請負を除く。)に付すこと、委託することその他労務の提供を受けること(以下「請負等」という。)を決定すること及びこれらに伴う契約に関すること。
- (8) 出納機関に対し、1件300万円未満の支出負担行為の確認を求め、及び支出の命令をすること。
- (9) 1件300万円未満の収入の調定及び納入の通知をすること。
- (10) 許可書、免許書、証明書等の再交付又は書換え交付を行うこと。
- (11) 台帳、図書等を閲覧させること。

(12) その他前各号に準ずる軽易又は定例的な事務を処理すること。

#### 別表第4 削除

別表第5第3号中「県立学校の校長及び職員を除く」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、交付の日から施行し、この訓令による改正後の教育事務決裁規程の規定は、平成16年4月1日から適用する。

#### (経過措置)

2 この訓令による施行前の教育事務決裁規程第2条第8号及び第9号、第4条第1項、第5条、第6条、第12条並びに 第16条の規定は、島根県教育庁等組織規則(昭和43年島根県教育委員会規則第8号)第6条第1項に規定する全国高校 総体推進室が処理する教育事務の決裁の区分及び手続については、なおその効力を有する。

### 選挙管理委員会告示

#### 島根県選挙管理委員会告示第14号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第161条第1項第3号に規定する施設として指定した旨仁多町選挙管理委員会から報告があったので、同条第4項の規定により告示する。

平成16年6月15日

#### 島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

施設の名称	所 在 地	指定年月日
仁多町高齢者等活動・生活支援促		
進機械施設(布勢コミュニティセ	仁多郡仁多町大字馬馳134番地	平成16年6月2日
ンター)		
仁多町立婦人•若者等活動促進施	/- 夕和/- 夕mT 上中下四十occ 巫山 /	平成16年 6 月 2 日
設(あいコミュニティセンター)	仁多郡仁多町大字下阿井355番地 1 	

平成16年5月25日付け島根県報第1,575号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
4	上から18	244度41度30秒	244度41分30秒
4	上から19	242度37度08秒	242度37分08秒
4	上から26	255度43度42秒	255度43分42秒
5	下から 9	257度38度04秒	257度38分04秒

(12) 第1,581号	島	根	県	報	平成16年 6 月15日